



発行 東京都

目次

51

規則

○東京都公印規程の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…

○東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部公金管理課）…

訓令

○東京都税総合事務センター処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…

規則

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 四の部13の2の項中「自動車税種別割及び自動車税環境性能割」を「自動車税」に改め、同部13の3の項中「自動車税種別割継続検査用納税証明書」を「自動車税継続検査用納税証明書」に改め、同表三十の五の部50の6の項中「自動車税種別割及び自動車税環境性能割」を「自動車税」に改め、同表三十の六の部50の10の項中「自動車税種別割及び自動車税環境性能割」を「自動車税」に改め、同部50の11の項中「自動

車税種別割継続検査用納税証明書」を「自動車税継続検査用納税証明書」に改め、同表三十の七の部50の12の項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

付則第七項を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割の会計事務については、なお従前の例による。

訓令

●東京都訓令第二十号

総務局 財務局 都税総合事務センター

東京都税総合事務センター処務規程（平成十九年東京都訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池百合子

第三条の表自動車税課の項第二号中「の種別割」を削り、同項第三号を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

1 この訓令の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 この訓令による改正後の東京都都税総合事務センター処務規程の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この訓令による改正前の東京都都税総合事務センター処務規程附則第二項の規定は、この訓令の施行の日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なおその効力を有する。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

